猟 友 高 知 広 告 掲 載 規 程

趣旨

第1条　この規定は、一般社団法人高知県猟友会会報「猟友高知」(年1回発刊)に広告を掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

広告の規格

第2条　広告の規格は、原則つぎのとおりとする。

1.会報「猟友高知」　　A4サイズ　縦29．5㎝、横21．0㎝

2.その他の印刷物　　上記に準ずる

広告の掲載位置

第3条　広告を掲載する位置は、総務委員長が指定する位置。

広告の掲載料

第4条　広告の掲載料は、掲載1回につき、つぎのとおりとする。

1.原則としてA4サイズ(片面)　縦29．5㎝、横21．0㎝を基準とし、料金は下記の料金表のとおりとする。

〔料金表〕

サイズ(A4)	カラー		単色(白黒)	
両面	①	40,000	⑤	20,000
片面	②	20,000	⑥	10,000
1/2	③	10,000	⑦	5,000
1/3	④	6,500	⑧	3,000

広告の掲載の申込み

第5条　広告の掲載を希望する者は、発行日の30日前までに、会報「猟友高知」広告掲載申込書(別紙様式1)に広告内容が判読できるデザイン等の資料を添付の上、代表理事会長に申込みをしなければならない。

広告の掲載の審査及び決定

第6条　会長は、広告の掲載の申込みがあった時は、総務委員長と協議の上、速やかにその適否を審査し、広告掲載(不掲載)の決定通知書(別紙様式2)により、掲載希望者に通知するものとする。

広告主の責務

第7条　第三者から、高知県猟友会に対し、広告に関連して損害を受けた旨の賠償請求がなされたときは、広告主自らの責任及び負担にて解決するものとする。

附則　　この規程は平成26年4月1日から施行する。